

予防技術資格者章交付式

令和8年4月1日の辞令交付において、新たに予防業務に専従する2名の職員に対し、予防技術資格者章の交付を行いました。

資格者章を着用して予防業務を行うことで、住民に安心感を与えるとともに、職員の「災害を未然に防ぐ」という予防業務の職責に対する自覚と意欲を高め、火災予防の更なる推進・強化を図っていきます。



防火査察専門員、消防設備等専門員、危険物専門員のうち2つの資格を有する資格者（銀色）

防火査察専門員、消防設備等専門員、危険物専門員全ての資格を有する資格者（金色）

「予防技術資格者」とは、予防業務の複雑化に伴い、業務を的確に行うための、高度な知識を有する職員です。